

令和8年度 運営指導における重点事項について

- 令和8年度運営指導重点事項
- 令和7年度運営指導での主な指摘事項
- 行政処分事案(令和7年度)

令和 8 年度運営指導重点事項

○運営指導について

「サービスの質の確保と向上」、「高齢者の尊厳の保持」、「適正な介護報酬請求」等を目的として、施設又は事業所において関係書類の確認や従業者へのヒヤリング等を行い、制度の適正化と、よりよいケアが実現されるよう指導を行うものです。

○根拠

介護保険法第 2 4 条（帳簿書類の提示等）

令和 8 年度の運営指導においては、以下の 3 項目を重点事項として実施します。

- (1) 人員基準の遵守状況の確認
- (2) 各種加算の算定要件の確認
- (3) 高齢者虐待の防止

令和8年度運営指導重点事項（1）人員基準の遵守状況の確認

今年度の人員配置状況について、**5月時点の状況**について自主点検を実施するとともに運営指導の際はその結果を提示願います。

○自主点検様式（県HP） <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/jishutenken.html>

○自主点検シート等の内容を元に、主に下記の項目についてヒアリングを行います。

勤務表	・日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従・兼務の別、職種について明示されていますか。
雇用契約書(辞令)	・勤務表と一致していますか。 ・雇用期間満了日を経過していませんか。
資格証	・資格要件のある職種について資格証(写)を備えていますか。 ・資格の有効期間満了日を経過していませんか。 (更新が必要なものは更新がされているか。)
秘密保持のための措置	・誓約書等で秘密保持のための措置がとられていますか。 ・就業規則等で明記し、十分な周知を図っていますか。
遵守状況の確認方法	・人員基準(加算要件の人員要件を含む)を満たしていることの確認はどのようにしていますか。

○人員基準欠如減算について

指定基準に定められた員数の従業者を配置していない場合は、**介護報酬が減額**されます。

(対象：通所サービス・短期入所サービス・特定施設入居者生活介護・施設サービス)

人員基準欠如が継続すると指定が取り消される場合があります。

令和8年度運営指導重点事項（2）各種加算の算定要件の確認

主に下記の項目等についてヒアリングを行います。

○各種加算の算定要件

- ▷多職種協働による取り組み状況（個別機能訓練加算など）
- ▷報酬基準に基づいた実施体制（人員数・職種等）の確保状況（サービス提供体制強化加算など）
- ▷一連のケアマネジメントプロセスに基づいたサービス提供状況

○各種記録の整備状況

- ▷加算に係る個別計画に関する利用者同意の記録
- ▷前年度実績等に係る加算・減算についての実績確認結果の整備（事業所規模（通所サービス）、サービス提供体制強化加算など）
- ▷医療機関等との連携に係る加算について、情報提供等の記録など

○その他

- ▷同一建物減算（訪問介護）の確認
- ▷処遇改善加算の確認 など

- ・加算及び減算に係る誤った理解、認識の不足等から届出内容と相違したサービスが提供されている場合には、**過誤調整**が必要となります。
- ・各種加算及び減算の基本的な考え方、請求の方法等について十分確認願います。

■ 高齢者虐待: 高齢者の尊厳を著しく傷つける行為

身体的虐待 (例: 暴力行為)

介護・世話の放棄・放任(ネグレクト) (例: 必要な介護、世話を怠る)

心理的虐待 (例: 威嚇的な発言、態度)

性的虐待 (例: 性的な行為の強要)

経済的虐待 (例: 利用者の財産等の着服、窃盗)

人格尊重義務違反: 行政処分(取消・効力停止)の対象

○運営基準: 虐待防止・身体的拘束の適正化に必要な措置

(委員会開催・指針の整備・研修実施・担当者の設置等)

必要な措置を実施していない場合: 減算の対象となる

参照: 集団指導配布資料「高齢者虐待の防止について」

令和7年度運営指導での主な指摘事項(運営基準)

■ 虐待防止の措置

委員会の未実施・記録の未整備・結果の従業員への周知が不十分
指針の未整備・項目の不備
担当者の未配置

■ 運営規程

項目の不備: 虐待の防止のための措置に関する事項

■ 業務継続計画(BCP)

研修・訓練の未実施

■ 掲示

原則、重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制等)を
ウェブサイトに掲載しなければならない。

(法人HP・「介護サービス情報公表システム」)

令和7年度運営指導での主な指摘事項(介護報酬請求)

■ 高齢者虐待防止措置未実施減算

高齢者虐待防止措置を講じていないにもかかわらず、減算を適用していなかった。

■ 業務継続計画未策定減算

業務継続計画を策定していないにもかかわらず、減算を適用していなかった。

■ 加算の要件の確認が不十分なまま請求が行われていたもの

通所介護：口腔機能向上加算・ADL維持加算・中重度ケア加算・認知症加算

■ 算定要件に係る取り組みが不十分・記録の未整備

通所介護：入浴介助加算・科学的介護推進体制加算

短期入所・施設系：サービス提供体制強化加算

行政処分事案(令和7年度)

- 事案 不正請求
- サービスの種類 通所介護
- 処分の内容 指定の全部の効力の停止6ヶ月
→通所介護サービスの提供不可・介護報酬請求不可
- 不正の概要 不正請求額:およそ300万円

(1)入浴介助加算(Ⅰ)

算定の要件である入浴介助に関する研修等を実施していなかった。
水増しした件数で介護報酬を請求していた。

(2)個別機能訓練加算(Ⅰ)イ

算定の要件である個別機能訓練計画を作成していなかったほか、3月ごとに1回以上実施することとされているモニタリングを実施していなかった。
水増しした件数で介護報酬を請求していた。

(3)科学的介護推進体制加算

算定の要件である「科学的介護情報システム」(LIFE)を用いて行うべき利用者ごとの基本的な情報の提出を行っていなかった。

行政処分事案(令和7年度)

■ 影響(指定の効力の全部停止:居宅サービス)

効力停止期間中、利用者を別事業所への移行

不正受領額の返還:40%の加算金あり(介護保険法第22条第3項)
過大に受領した自己負担額の利用者への返還

公表(介護保険法第78条:公示)・報道発表
→ 法人名・事業所名・事案の概要等

利用者や家族への影響・事業者への社会的制裁

- **基準の遵守、自主点検の実施**
- **介護報酬の算定要件について疑義がある場合は、
指定権者に確認**